

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相談者A : 保険契約者と満期保険金受取人が私である養老保険の積立配当金は引出し自由なため、途中で引き出すつもりです。途中で引き出した場合、その配当金に対して所得税・住民税は課税されますか。
CFP®認定者 : 保険期間中に配当金を受け取る場合、その配当金に対して所得税・住民税は課税されません。
2. 相談者B : 低解約返戻金型終身保険（有期払込型）に関心があります。他の契約条件が同一で低解約返戻金型でない終身保険と比べて、低解約返戻金型終身保険にはどのような特徴があるのでしょうか。
CFP®認定者 : 低解約返戻金型終身保険は、保険料払込期間中の一定期間における解約返戻金額および死亡保険金額が、他の契約条件が同一で低解約返戻金型でない終身保険と比較して低く設定されているため、割安な保険料となっています。
3. 相談者C : 妻が会社でBグループ保険（団体定期保険）の募集パンフレットをもらってきました。Bグループ保険とはどのような商品ですか。
CFP®認定者 : 法人が保険契約者となる保険で、個人で加入する場合に比べて割安な保険料で加入できる場合もある掛捨ての定期保険です。会社の退職金規程等で定められた死亡退職金の範囲を超える死亡保険金での加入はできません。
4. 相談者D : 銀行口座への入金を忘れたため、加入している終身保険が失効してしまいました。どうすれば契約が元のとおりに戻りますか。
CFP®認定者 : 「復活」という制度を利用できる場合、所定の手続きをすることによって、契約を再び有効にすることができます。復活する場合は、未払いの保険料の払込みをすればよく、告知や医師の診査は不要です。

(問題2)

(設問B) 生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. エンベディッド・バリュー（E V）とは、生命保険会社の企業価値を表す指標の一つであり、業界統一の技術的手法を用いて算出する修正純資産と保有契約価値を合算した額である。
2. 格付けとは、生命保険会社の財務健全性や収益力などを格付機関が総合評価し、記号化したものであるが、格付けの対象項目や定義・記号は、格付機関により異なる。
3. 変額保険や変額個人年金保険などの特別勘定は、その資産運用実績を直接保険金等に反映するもので、他の勘定と分離して運用している。
4. 生命保険会社の保有契約高は、個人年金保険の場合、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資の額と年金支払開始後契約の責任準備金の額の合計額となる。

(問題3)

(設問C) 生命保険契約についての保険法の規定およびそれに基づく取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生命保険契約の締結に当たり、保険契約者または被保険者になる者は、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項について、生命保険会社に対し、自発的に判断して申告しなければならないとされている。
2. 保険契約者は遺言によって死亡保険金受取人を変更することができるため、変更前の受取人が死亡保険金を請求し受け取った後でも、保険契約者の相続人が生命保険会社に通知すれば、生命保険会社から死亡保険金を受け取ることができる。
3. 保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約において、契約を同意するに当たって前提とした事情（夫婦関係等）が著しく変化したなどの場合、被保険者が生命保険会社に対して当該保険契約の解除を直接請求することができる。
4. 生命保険契約の解約返戻金について差押えがされており、債権者がその契約の解除をする前に保険金の支払事由が生じた場合、生命保険会社は保険金のうち解約返戻金相当額を債権者に支払い、残額を保険金受取人に支払う。

(問題4)

(設問D) 生命保険料算定の数理に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生命表には、国民生命表と経験生命表があり、現在、生命保険会社では、国民生命表を保険料算定の基礎として使用している。
2. 契約時に保証期間付終身年金を選択した個人年金保険では、予定死亡率と予定利率をともに高く設定した場合、他の条件が同一であれば、保険料は高くなる。
3. 所定の要介護状態に該当した場合に介護年金を一生涯受け取ることができるタイプの民間介護保険において、被保険者が男性の場合と女性の場合を比較すると、他の条件が同一であれば、男性は女性に比べて割安な保険料が設定されている。
4. 無選択型終身保険は、被保険者の健康状態を診査する費用がかからないため、他の条件が同一であれば、告知や診査を必要とする終身保険と比較して割安な保険料が設定されている。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 目黒さん(67歳・女性)の2025年分の収入は、下記<資料>のとおりである。目黒さんの2025年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：180万円
- ② 企業年金：30万円(受取期間20年)
企業型確定拠出年金(企業型DC)に基づく年金であり、在職中、目黒さんがマッチング拠出により250万円拠出している。
- ③ 個人年金保険(5年保証期間付終身年金)：30万円(内訳：基本年金および増額年金合計で30万円、配当なし)
目黒さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始時年齢は65歳である。
既払込正味保険料総額：500万円
- ④ 相続した個人年金保険(10年確定年金)：90万円
目黒さんの父が2023年10月に死亡し相続した契約であり、年金支払い開始年月が2022年11月で、2023年11月分から目黒さんが年金を受け取っている。
既払込正味保険料総額：810万円(契約当初より目黒さんの父が全額を負担)
年金受給権の相続税評価額：864万円
総収入金額算入額(課税部分)：1.2万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

＜余命年数表（所得税法施行令からの抜粋）＞

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 89.62万円
2. 102.22万円
3. 103.42万円
4. 111.10万円

（問題6）

（設問B）住吉さんが2025年中に受け取った保険金等は、下記＜資料＞のとおりである。住吉さんの2025年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④の保険契約者（保険料負担者）は住吉さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	被保険者	内容	受取額	払込保険料総額	備考
①	変額保険 （有期型）	住吉さん	満期保険金	700万円	500万円	（注1）
②	養老保険	住吉さん	満期保険金	300万円	320万円	—
③	終身保険	住吉さんの母	死亡保険金	940万円	500万円	（注2）
④	一時払 終身保険	住吉さん	解約返戻金	360万円	300万円	（注3）

（注1）住吉さんの父から住吉さんに保険契約者（保険料負担者）の変更が行われており、変更時点での払込保険料総額は200万円、解約返戻金は200万円である。なお、住吉さんの父は存命であり、住吉さんの父からの名義変更は相続または遺贈によるものではない。

（注2）住吉さんの母は2025年3月に死亡し、受取額は、死亡保険金から契約者貸付金およびその利息の合計額60万円を控除した額である。

（注3）加入してから4年8ヵ月後に解約した。

1. 275万円
2. 305万円
3. 315万円
4. 345万円

(問題 7)

(設問 C) 米田さんが、(1) 2025 年中に支払った医療費等、(2) 2025 年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。米田さんの 2025 年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、米田さんの 2025 年分の総所得金額等は 600 万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

(1) 2025 年中に支払った医療費等

	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	米田さん本人	膝の治療に係る入院治療等の費用 (うち差額ベッド代) (うち入院のための身の回り品購入費) (うち治療等を受けるための通院費)	21 万円 (3 万円) (0.3 万円) (1.2 万円)	(注 1) (注 2)
②	米田さん本人	メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の費用	1 万円	(注 3)
③	米田さん本人	病気治療のための医薬品代 医薬品代とは別に支払った特別の料金	4 万円 0.5 万円	(注 4)
④	米田さんの妻	薬局で購入した病気予防のためのビタミン剤	0.5 万円	(注 5)
⑤	米田さんの長女	視力回復レーザー手術 (レーシック手術) の費用	12 万円	(注 5)

(注 1) 米田さん本人の希望により個室に入院した。

(注 2) 自家用車で通院した際のガソリン代、駐車場代。

(注 3) 特定健康診査の結果、特定健康診査を行った医師の指示に基づいた特定健康指導は行われていない。

(注 4) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) がある医薬品について、先発医薬品を希望したことにより支払った特別の料金。

(注 5) 米田さんの妻および長女は、米田さんと生計を一にしている。

(2) 2025 年中に受け取った給付金等

生命保険からの入院給付金等：20 万円 (上記 (1) ①の米田さん本人の治療費に係るもの)

1. 3.0 万円
2. 6.5 万円
3. 7.0 万円
4. 7.5 万円

(問題8)

(設問D) 浜松さんが2025年中に支払った保険料は、下記＜資料＞のとおりである。浜松さんの2025年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとし、契約①以外の契約について、配当金はないものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	団体医療保険	2010年	月払い	24,200円	(注1)
②	終身保険	2007年	月払い	84,000円	(注2)
③	介護保障保険	2020年	月払い	23,800円	(注3)
④	個人年金保険	2008年	年払い	66,000円	(注4)

(注1) 毎年4月1日に自動更新する1年契約のものであり特約の付加はない。2025年に受け取った配当金11,800円を控除した額が年間正味払込保険料の額である。

(注2) 2025年8月に指定代理請求特約を中途付加している。

(注3) 死亡保険金額と介護保険金額が同額であり、各保障に応じた保険料の区分はない。

(注4) 税制適格特約付個人年金保険である。2025年11月までに実際に支払った保険料が66,000円で、2025年12月分の保険料6,000円は口座の残高不足により引き落としができなかったため、2026年1月に支払うものとする。

＜所得税の生命保険料控除の控除額の速算表＞

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 103,600円
2. 109,600円
3. 111,100円
4. 113,600円

問3

小原さん夫婦は、現在P A社の生命保険に加入していますが、知人の生命保険募集人よりP B社とP C社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由はないものとします。また、保険金、給付金および年金は、約款所定の支給要件をすべて満たすものとします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
小原 昌志	本人	54歳	会社員
小原 理恵	妻	53歳	パートタイマー
小原 浩二	長男	22歳	大学生

[現在加入しているP A社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券＜資料1＞参照

[提案を受けているP B社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書＜資料2＞参照

[提案を受けているP C社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険設計書＜資料3＞参照

<資料1> P A 社

保険種類 5年ごと配当付終身保険			保険証券記号番号 ○○○-△△△△	
保険契約者	小原 昌志 様	ご印鑑 	契約日：2010年12月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××, ×××円	
被保険者	小原 昌志 様 契約年齢 39歳 男性 1971年4月3日生			
死亡保険金受取人	小原 理恵 様 (妻)	受取割合 100%		

■ご契約内容		
主契約の内容	保険期間	保険金額等
5年ごと配当付終身保険	終身	保険金額 800万円 ◇死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金または高度障害保険金を支払います。
特約の内容	保険期間	保険金額・年金額・給付金額等
5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 1,000万円 ◇所定の三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、特約特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払います。
5年ごと配当付障害保障特約	15年 (更新型)	保険金額 1,500万円 ◇死亡されたとき、特約死亡保険金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の身体障害状態に該当したとき、特約障害保険金を支払います。
5年ごと配当付特定状態収入保障特約 (10年確定年金型)	15年 (更新型)	特約年金額 240万円 ◇所定の三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、特約特定疾病年金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の身体障害状態に該当したとき、特約障害年金を支払います。 ◇病気・ケガを問わず所定の要介護状態に該当したとき、特約介護年金を支払います。 ◇年金支払開始日前に死亡されたとき、特約死亡給付金 (特約年金額と同額) を支払います。
新総合医療特約 (60日型) (本人・妻型)	15年 (更新型)	入院給付金日額 5,000円 ◇病気またはケガにより1日以上入院したとき、災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。 ◇病気またはケガにより所定の手術を受けたとき、手術給付金 (入院中の手術の場合、入院給付金日額の20倍、外来手術の場合、入院給付金日額の5倍) を支払います。 ◇所定の放射線治療を受けたとき、放射線治療給付金 (入院給付金日額の10倍) を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金になります。
八大生活習慣病入院特約 (120日型) (本人・妻型)	15年 (更新型)	入院給付金日額 5,000円 ◇所定の八大生活習慣病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎) の治療のために1日以上入院 (日帰り入院を含む) したとき、入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の入院給付金になります。
保険料払込免除特約	—	◇所定の三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) による所定の状態に該当したとき、または約款所定の身体障害状態・要介護状態に該当したとき、以後の保険料の払込は不要となります。
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます (保険金額を指定いただく場合の死亡保険金の合計額には、主契約のほか特定疾病保障定期保険特約、障害保障特約、特定状態収入保障特約を含めることができます)。
指定代理請求特約	—	◇被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、指定代理請求人による保険金等の代理請求を行うことができます。

<資料2> P B 社

ご提案書 無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型） （予定契約日）2025年12月1日 （保険期間）終身 （保険料払込期間）65歳 （保険料払込方法（回数））月払 （保険料）×, ×××円 （入院給付金日額）10,000円 （三大疾病一時給付金額）1,000,000円	【基本情報】 （保険契約者）小原 昌志 様 （被保険者）小原 昌志 様 （性別）男性 （生年月日）1971年4月3日生 （契約年齢）54歳 （給付金の受取人）被保険者 様 （指定代理請求人）小原 理恵 様 （死亡時払戻金受取人）小原 理恵 様
--	--

◇ご提案内容

名称等	保険期間／ 保険料払込期間	お支払金額
災害入院給付金	終身／65歳	入院給付金日額×入院一時給付金期間経過後の入院日数
疾病入院給付金		入院給付金日額×入院一時給付金期間経過後の入院日数
手術給付金		入院給付金日額の40倍 入院給付金日額の20倍 入院給付金日額の5倍
【入院中】		
・がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の治療目的 ・上記以外の治療目的		
【入院中以外】		
骨髄ドナー給付金	終身／65歳	入院給付金日額の20倍
死亡時払戻金		入院給付金日額の10倍
入院一時給付金特則（※） 入院一時給付金		入院給付金日額の10倍
先進医療給付特約 先進医療給付金	終身／65歳	先進医療等にかかる技術料と同額
三大疾病一時給付金特約（2025）	終身／65歳	
がん一時給付金		三大疾病一時給付金額
心疾患一時給付金		三大疾病一時給付金額
・支払事由が急性心筋梗塞		三大疾病一時給付金額×50%
・支払事由が上記以外の心疾患		
脳血管疾患一時給付金		三大疾病一時給付金額
・支払事由が脳卒中	三大疾病一時給付金額×50%	
・支払事由が上記以外の脳血管疾患		

（※）10日分の入院給付金が一時金として支払われます。

<資料3>PC社

保険設計書<無配当 医療保険(2025)>				・ ご契約予定日 2025年12月1日 ・ 保険期間の終期(満了日) 終身	
・ 保険契約者 小原 理恵 様 ・ 生年月日 1972年5月6日 ・ 性別 女性		・ 払込方法(回数) 月払(毎月) ・ 保険料: ×, ×××円		・ 払込期月の終期 2037年6月1日~末日 (2037年6月分保険料)	
・ 被保険者 小原 理恵 様 ・ 生年月日 1972年5月6日 ・ 性別 女性 ・ 契約年齢 53歳		・ 死亡保険金受取人 死亡保険金はありません。 ・ 上記指定以外の保険金・給付金等受取人 小原 理恵 様 ・ 指定代理請求特約指定代理請求人 小原 昌志 様			

◇ご提案内容

	保険金・給付金等の種類	保険期間	払込期間	支払事由の概要	保険金額・給付金額等
主契約・特約・特則	医療保険2025B型 手術I型(60日型) 入院給付金	終身	65歳まで	疾病または災害で1日以上入院のとき	1日につき 10,000円
	手術給付金	終身	65歳まで	所定の手術を受けたとき	手術の種類により入院給付金日額の40倍、20倍、10倍、5倍
	医療用がん診断給付特約 がん診断給付金	終身	65歳まで	責任開始日以後がんと診断確定されたとき	1,000,000円
	医療用がん外来治療給付特約 がん外来治療給付金	終身	65歳まで	責任開始日以後の診断確定がんで所定の外来治療を受けたとき	1日につき 10,000円
	医療用新先進医療特約 先進医療給付金	終身	65歳まで	所定の先進医療による療養を受けたとき	受療した先進医療の技術料相当額(通算2,000万円限度)
	三大疾病支払日数 無制限特則 疾病入院給付金	終身	65歳まで	約款所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中で入院し、1入院支払限度日数に達した日の翌日以降	1入院支払限度日数に達した日の翌日以降1日につき 10,000円
<上記以外の特約および主な特則>				<ご案内>	
・ 死亡保険金不担保特則 ・ 指定代理請求特約 <ご契約に関する情報> ・ 保険契約の型 B型 ・ 手術給付金の型 手術I型 ・ 入院給付金の支払限度の型 60日型					

<ご案内>

- 医療用がん診断給付特約および医療用がん外来治療給付条項にもとづき、がん診断給付金およびがん外来治療給付金の支払については、この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目を特約の責任開始期として保険契約上の保障を開始します。

(問題 9)

(設問A) CFP®認定者は、昌志さんが入院した場合の保障内容について説明した。2026年2月に昌志さんが慢性腎不全と診断され12日間継続して入院し、その間に手術を受け退院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。

1. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、20万円多い。
2. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、16万円多い。
3. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、10万円多い。
4. 見直し前(PA社)と見直し後(PB社)では、同額である。

(問題 10)

(設問B) CFP®認定者は、昌志さんが事故で死亡した場合の保障内容について説明した。2026年3月に昌志さんが交通事故により即死した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。

1. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、3,540万円少ない。
2. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、3,530万円少ない。
3. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、3,300万円少ない。
4. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、3,290万円少ない。

(問題 11)

(設問C) CFP®認定者は、昌志さんが事故で高度障害状態になった場合の保障内容について説明した。2026年5月に昌志さんが交通事故により30日間入院し、その間に手術を受けたが所定の高度障害状態になった場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ PA社においては、高度障害保険金、特約高度障害保険金、特約障害保険金は100%支払われるものとし、年金形式で受け取る特約障害年金は10年間にわたって10回受け取った時点で試算するものとする。

1. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、5,675万円少ない。
2. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、5,655万円少ない。
3. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、5,650万円少ない。
4. 見直し前(PA社)より見直し後(PB社)の方が、3,515万円少ない。

(問題 1 2)

(設問D) CFP®認定者は、理恵さんが入院した場合の保障内容について説明した。2026年4月に理恵さんが乳がんと診断確定され20日間継続して入院し、その間に手術と放射線治療および先進医療に該当する治療を受け、退院後に10日間通院し治療を受けた場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の＜条件＞に基づくこと。

＜条件＞

- ・ 先進医療に該当する治療に係る技術料は、250万円であるものとする。
- ・ 手術は、PC社においては、入院給付金日額の40倍の給付に該当するものとする。

1. 見直し前（PA社）より見直し後（PC社）の方が、420万円多い。
2. 見直し前（PA社）より見直し後（PC社）の方が、399万円多い。
3. 見直し前（PA社）より見直し後（PC社）の方が、389万円多い。
4. 見直し前（PA社）より見直し後（PC社）の方が、385万円多い。

問4

安藤さん夫婦は、生命保険についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
安藤 久明	本人	40歳	会社員
安藤 裕子	妻	38歳	パートタイマー
安藤 栞	長女	10歳	小学生
安藤 翔太	長男	8歳	小学生

[状況等]

- ・ 久明さんは、22歳から株式会社NAに勤務（厚生年金保険加入）している。
- ・ 久明さんと裕子さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。

(問題 13)

(設問A) 久明さんが受け取った生命保険契約に係る支払調書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料> (NT生命保険会社が所轄税務署と保険契約者宛に発行している支払調書のうち、保険契約者宛のもの) を参照すること。

<資料>

お知らせ		NT生命保険会社	
先般お申し出いただきました諸支払金につきまして、次のとおりご案内いたします。			
証券番号 ××-×××××	保険契約者 安藤 久明 様	お支払理由 満期	
保険金受取人 安藤 久明 様	被保険者 安藤 裕子 様	満期日 2025年10月31日	支払日 2025年10月31日
[支払内容]			
保険金額等 2,000,000円	増加または割増保険金額等 0円	未払利益配当金等 0円	貸付金額・同未収利息 0円
未払込保険料等 0円	前納保険料等払戻金 0円	差引支払額等 2,000,000円	既払込保険料 1,800,000円
上記 [支払内容] には、「その他払戻金精算据置金等」の金額は含まれておりません。つきましては、満期時に据置金等の精算があった場合は、実際の受取金額と相違しております。2018年1月以後にご契約者を変更された場合は、支払調書に契約者変更情報を掲載します (契約転換制度により加入されたご契約のうち、複数のご契約を被転換契約とする場合を除く)。			
契約者変更回数 1回	変更前保険契約者 安藤 裕子 様	変更後保険契約者の既払込保険料 1,500,000円	

1. 上記<資料>の契約の当初の保険契約者は、裕子さんである。
2. 上記<資料>の契約の保険契約者を久明さんに変更した際に、久明さんには贈与税が課されている。
3. 上記<資料>の契約について、久明さんが支払った保険料は1,500,000円である。
4. 上記<資料>の満期保険金のうち、久明さんが負担した保険料に係る金額は所得税 (一時所得) の課税対象となる。

(問題 1 4)

(設問B) 裕子さんは、下記＜資料＞の生命保険への加入を検討している。下記＜資料＞の内容で加入後、裕子さんが乳がん（非浸潤性ではない）に罹患した場合の保険金および給付金の受取額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

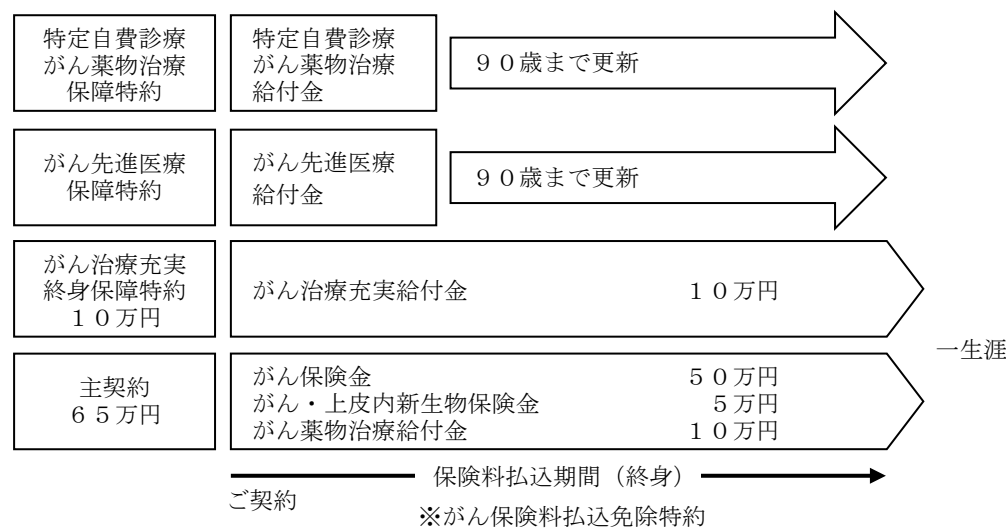
＜資料＞

【5年ごと配当付がん終身保障保険（解約返戻金抑制型）】

●特徴

- ・ 初回診断時だけでなく、1年経過後の再発・転移等でも、お支払回数無制限で一時金をお受け取りいただけます
- ・ 長引くがんの薬物治療にも、治療を受けた月ごとに給付金をお支払回数無制限でお受け取りいただけます
- ・ 適応外薬や未承認薬を使用した自費診療となるがんの薬物治療もサポートします
- ・ がんで入院や手術、放射線治療をしたとき、治療を受けた月ごとに給付金をお支払回数無制限でお受け取りいただけます

●仕組図（イメージ）



●お支払事由

主契約／特約	給付金	給付内容
主契約	がん保険金	所定の悪性新生物（がん）※ ¹ と医師によって診断確定されたとき、または、1年を経過した後、再発・転移・新たな所定の悪性新生物（がん）と医師によって診断確定されたときに、保険金をお支払いします（お支払い回数は無制限）。
	がん・上皮内新生物保険金	悪性新生物（がん）・上皮内新生物※ ² と医師によって診断確定されたときに、保険金をお支払いします（お支払い回数は1回）。
	がん薬物治療給付金	主契約のがん保険金またはがん・上皮内新生物保険金のお支払事由に該当し、かつ、所定の薬物治療（抗がん剤、ホルモン剤または分子標的薬）を伴う入院または通院※ ³ をしたときに、給付金をお支払いします（お支払いは同月内に1回のみ・お支払い回数は無制限）。
がん治療充実 終身保障特約	がん治療充実給付金	主契約のがん保険金またはがん・上皮内新生物保険金のお支払事由に該当し、かつ、所定の入院、手術または放射線治療※ ⁴ をしたときに、給付金をお支払いします（お支払いは同月内に1回のみ）。
がん先進医療 保障特約	がん先進医療給付金	悪性新生物（がん）・上皮内新生物を原因とした先進医療による療養を受けたときに、給付金をお支払いします。
特定自費診療 がん薬物治療 保障特約	特定自費診療 がん薬物治療給付金	主契約のがん保険金またはがん・上皮内新生物保険金のお支払事由に該当し、かつ、所定の病院等に入院または通院をして、自費診療による特定の薬物治療（適応外薬または未承認薬）を受けたときに、給付金をお支払いします（薬物治療に係る薬剤費用と同額（通算1億円まで）。1回のお支払いには限度があります）。
がん保険料 払込免除特約	—	所定の悪性新生物（がん）と診断されたときに、保険料のお払込みを免除します。

※1 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんはがん保険金のお支払いの対象となりません（ただし、皮膚の悪性黒色腫は対象となります）。

※2 非浸潤性の悪性新生物および皮膚がんを含みます。

※3 公的医療保険制度における診療報酬点数表によって所定の薬物治療（抗がん剤、ホルモン剤または分子標的薬）に係る薬剤料または処方せん料が算定される「入院」または「通院」がお支払いの対象となります。

※4 手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている入院を伴わない手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

- 2026年3月に裕子さんが乳がんと診断確定され、20日間継続入院して所定の手術を受けた後、2026年4月から6ヵ月間、毎月の通院により所定の放射線治療を受けた場合、合計120万円の保険金・給付金を受け取ることができる。
- 2026年3月に裕子さんが診断確定された乳がん治療のため、公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤を同月内に2回処方された場合、がん薬物治療給付金20万円を受け取ることができる。
- 2026年3月に裕子さんが乳がんと診断確定され、その1年経過後に再発が判明し診断確定された場合、再度、がん保険金を受け取ることができる。
- 2026年3月に裕子さんが乳がんと診断確定され、その後、通院により自費診療による未承認薬を用いた薬物治療を受けた場合、薬物治療による薬剤費と同額を無制限で受け取ることができる。

(問題 15)

(設問C) CFP®認定者は、久明さんに万一のことがあったときに、遺族のために必要となる世帯主の死亡保障の一般的な考え方について説明した。次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

一般的に参考にされるのは、いざという時に必要な遺族の生活費や別途必要資金の総額から、今後見込まれる収入を差し引き、その不足分を必要保障額とする考え方です。これは「必要保障額積み上げ方式」と呼ばれ、不足分については生命保険などで準備することになります。

死亡保障の「必要保障額積み上げ方式」の算定は、次の5つのステップに従って行います。

ステップ1：末子独立までの遺族の生活費の計算

現在の生活水準をもとに、遺族が年間どのくらいの生活費を必要とするかを見積もります。 末子が独立するまでの期間は、現在の生活費（消費支出）の約70%を目安とします。
--

現在の年間生活費×70%×(末子の独立時年齢－末子の現在年齢)

ステップ2：末子独立後の配偶者の生活費の計算

末子の独立後、配偶者が一人で(ア)まで生活する期間は、現在の生活費（消費支出）の約50%を目安とします。
--

現在の年間生活費×50%×末子独立時の配偶者の(ア)

ステップ3：別途必要資金の計算

子どもの教育資金や結婚資金（親の援助額）、住居費用、葬儀費用、相続費用、予備費など生活費以外で別途まとまって必要になる資金を見積もります。

ステップ4：収入見込

死亡退職金や預貯金などの収入を見積もります。

社会保障((イ)など)

企業保障(会社員などの場合、死亡退職金・弔慰金など)

自己資産(預貯金、有価証券、売却可能資産など)

その他収入見込(配偶者の勤労収入など)

生命保険(既加入分で、(ウ)を被保険者とする契約)

ステップ5：必要保障額の算定

ステップ1からステップ4までの各数値から必要保障額を算定します。

必要保障額(死亡保障の不足額<目安>)

=末子独立までの遺族の生活費+末子独立後の配偶者の生活費+別途必要資金－収入見込
--

(出所) 生命保険文化センターHPを基に作成

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 1. (ア) 平均余命 | (イ) 遺族年金 | (ウ) 世帯主 |
| 2. (ア) 平均余命 | (イ) 個人年金 | (ウ) 配偶者 |
| 3. (ア) 平均寿命 | (イ) 遺族年金 | (ウ) 配偶者 |
| 4. (ア) 平均寿命 | (イ) 個人年金 | (ウ) 世帯主 |

問5

落合幸一さん（以下「幸一さん」という）は、LC工務店を経営しており、今後の経営などについてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
落合 幸一	本人	48歳	自営業（個人事業主）
落合 広子	妻	47歳	専従者

[状況等]

- ・ LC工務店は従業員数7名の工務店である。
- ・ 現在は個人事業主だが、2026年3月に法人成りを予定している。

(問題16)

(設問A) 幸一さんは、新たな生命保険に加入するに当たり、保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）について、CFP[®]認定者に相談した。クーリング・オフに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. クーリング・オフの期間は、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」か「申込日」のいずれか早い日から起算して8日以内である。
2. 書面の郵送によるクーリング・オフの申出日は、郵便局の消印により判定される。
3. 生命保険への加入に当たり医師による診査を受けた場合、その契約はクーリング・オフの対象とならない。
4. すでに払い込んだ保険料がある場合、申込みが撤回されたときは、保険料は全額返金される。

(問題 17)

(設問B) 幸一さんは、現在加入中の下記＜資料＞の生命保険契約について名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

保険種類：個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	幸一さん	広子さん
被保険者	広子さん	広子さん
死亡給付金受取人	幸一さん	幸一さん
年金受取人	幸一さん	広子さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

名義変更までに幸一さんが支払った正味払込保険料総額：280万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：255万円（配当金を含まない）

年金受取開始までの払込保険料総額：560万円

名義変更時点での積立配当金：2万円

1. 名義変更後に広さんが支払う保険料は、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、個人年金保険料控除の対象とすることができる。
2. 名義変更後に、幸一さんと広さんが年金受取開始時まで生存している場合、名義変更までに幸一さんが支払った正味払込保険料総額に対応する年金の受給権は、年金受取開始時に贈与税の課税対象となる。
3. 幸一さんの生存中に名義変更後、年金受取開始前に広さんが死亡した場合、名義変更までに幸一さんが支払った正味払込保険料総額に対応する死亡給付金は、所得税の課税対象となる。
4. 幸一さんが、保険料を280万円支払った後、年金受取開始前に死亡したことにより名義変更した場合、広さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利の価額は、282万円である。

(問題 18)

(設問C) 幸一さんは、2026年3月に個人事業から法人組織（法人名LD株式会社、以下「LD社」という）に変更し、現在個人で加入している生命保険契約を下記＜資料＞のとおりLD社の名義に変更する予定である。名義変更時の経理処理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約保険期間10年）

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	幸一さん	LD社
被保険者	幸一さん	幸一さん (代表取締役社長)
死亡保険金受取人	広子さん	LD社

[名義変更時]

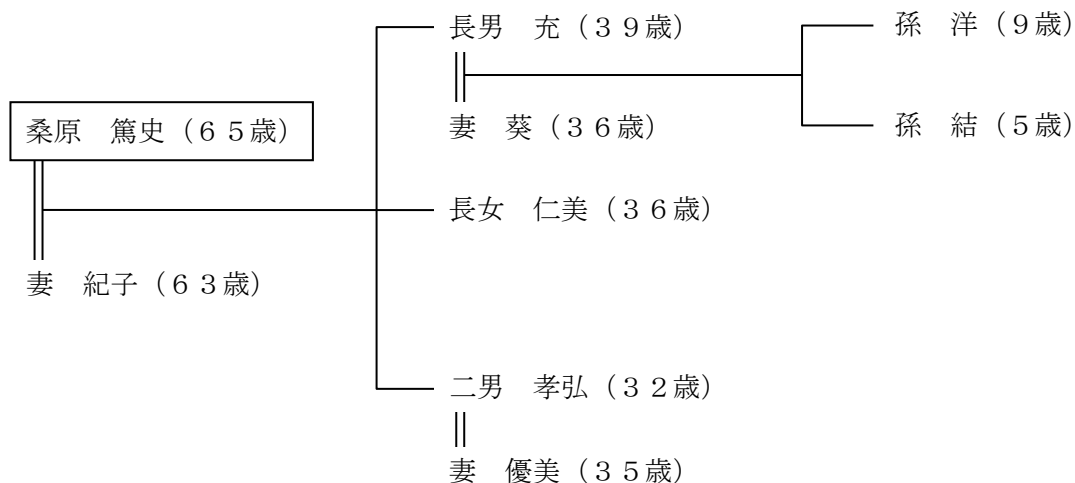
- ① 既払込保険料総額：300万円
- ② 解約返戻金相当額：60万円（次の③の金額を含まず、④の金額を控除する前の金額）
- ③ 配当金：5万円
- ④ 契約者貸付金元利合計額：30万円

1. LD社が幸一さんから生命保険契約の権利を無償で譲り受ける場合、解約返戻金相当額60万円と同額の60万円が雑収入となる。
2. LD社が幸一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、幸一さんが受け取った金額は一時所得として所得税の課税対象となる。
3. LD社が幸一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、解約返戻金相当額60万円を保険積立金、配当金5万円を配当金積立金として資産に計上する。
4. LD社が幸一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、契約者貸付金元利合計額30万円を負債に計上する。

問6

桑原篤史さん（以下「篤史さん」という）は、埼玉県で非上場の株式会社VY（以下「VY社」という）を営んでいます。最近、友人の相続の話を聞いて自身の相続について考えるようになり、生命保険を活用した相続対策について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 篤史さんはVY社の代表取締役社長、妻の紀子さんは副社長、長男の充さんは取締役専務となっている。なお、篤史さんは充さんにVY社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 二男の孝弘さんは、自ら設立したVZ社を営んでおり、VY社に入社する予定はない。
- ・ 長女の仁美さんは、生まれつき知的障害があり、篤史さん夫婦と同居している。
- ・ 篤史さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続放棄をしないものとする。

[篤史さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：4,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後

VY社自社株：28,000万円（篤史さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：5,000万円

有価証券等：9,000万円

その他の財産：3,000万円

※篤史さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

〔生命保険契約一覧〕

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	篤史さん	篤史さん	充さん	6,000万円
②			仁美さん	2,000万円
③			孝弘さん	1,000万円
④			紀子さん	3,000万円
⑤	紀子さん		紀子さん	3,000万円
⑥	VY社		VY社	8,000万円

※VY社が受け取る死亡保険金は全額死亡退職金として支払うものとする。

〔VY社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋〕

第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に基づき、配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

（問題19）

（設問A）現時点で篤史さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、紀子さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 2,500万円
2. 5,500万円
3. 8,500万円
4. 11,200万円

(問題20)

(設問B) 篤史さんは、後継者である長男の充さんにすべての自社株を相続させようと考えているが、その場合、他の推定相続人が財産分割に対して不公平を感じないか心配している。そこでCFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 孝弘さんが負担する相続税額は、充さんから代償交付金として金銭を交付された場合と交付されなかった場合とで変わらない。
2. 代償財産の交付により譲渡所得が生じる場合、譲渡に係る所得税相当額を相続税額から控除することができる。
3. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を篤史さん、死亡保険金受取人を充さんとする必要があるが、保険契約者（保険料負担者）については篤史さんまたは充さんとするすることができる。
4. 代償交付金として金銭を分割払いで交付する場合、家庭裁判所の許可が必要である。

(問題 2 1)

(設問C) CFP®認定者は、篤史さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、紀子さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）も重要であることを篤史さんに説明し、下記の終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜終身保険の契約形態＞

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	備考
①	篤史さん	紀子さん	充さん	－
②	充さん	紀子さん	充さん	－
③	篤史さん	紀子さん	篤史さん	(注)

(注) 保険料を全期前納で支払うものとする。また、加入後、篤史さんが紀子さんよりも先に死亡した場合、保険契約者を紀子さん、死亡保険金受取人を充さんに変更するものとする。

1. 契約①に加入後、篤史さんが紀子さんよりも先に死亡し、保険契約者を紀子さんに変更した場合、その後、紀子さんが死亡した時に充さんが受け取る死亡保険金は、全額が贈与税の課税対象となる。
2. 契約①に加入後、篤史さんが紀子さんよりも先に死亡し、保険契約者を充さんに変更した場合、その後、紀子さんが死亡した時に充さんが受け取る死亡保険金のうち篤史さんが支払った正味払込保険料に対応する部分は、贈与税の課税対象となる。
3. 篤史さんから充さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により契約②に加入後、篤史さんが死亡し、その後、紀子さんが死亡した時に充さんが受け取る死亡保険金は、全額が贈与税の課税対象となる。
4. 契約③に加入後、篤史さんが死亡し、その後、紀子さんが死亡した時に充さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。

(問題 2 2)

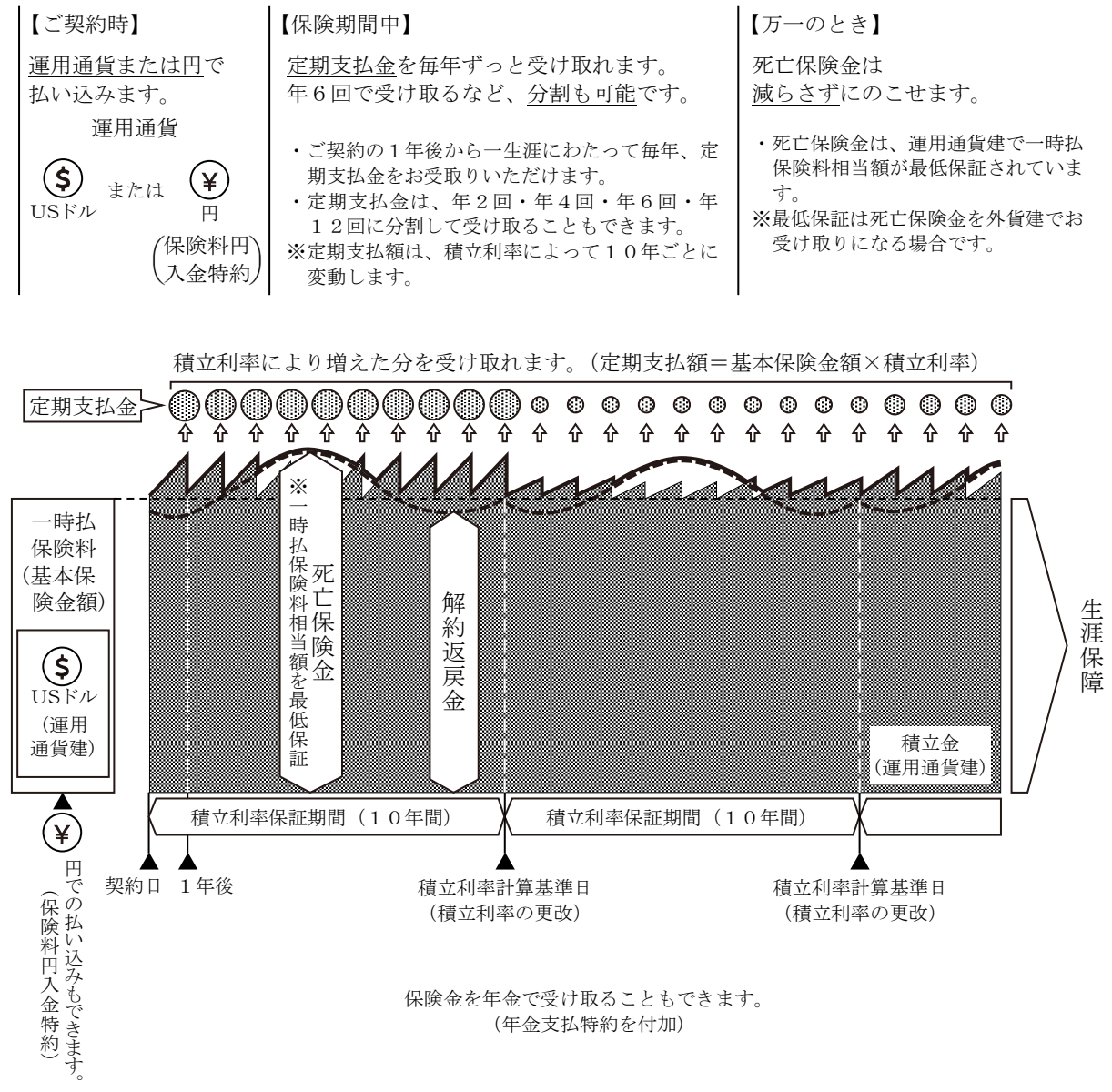
(設問D) 篤史さんは、下記<資料>の外貨建終身保険に個人で加入することを検討している。この外貨建終身保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[積立利率変動型一時払終身保険 (米ドル建)]

■仕組み図 (イメージ)

定期支払金を毎年、しかも一生涯受け取れます。



■商品概要

毎年受け取る楽しみをかなえる外貨建一時払終身保険です。

大切なご資産を、外貨の金利を活用して運用しながら、セカンドライフを充実させるための楽しみに使ったり、ご家族にのこすことができます。

- ・ 保険料を一括して払い込む一時払の終身保険。運用通貨はU S ドル
ご契約時に保険料を一括してお払い込みいただきます。
一時払終身保険とはご契約時に保険料を一括して払い込む終身保険です。保険料を月払・年払ではなく、一回で払い込むため、ご契約時にはまとまった金額を用意する必要があります。
- ・ 死亡保険金は、運用通貨建で一時払保険料相当額（基本保険金額）が最低保証
死亡保障は一生涯。死亡保険金は、運用通貨建で一時払保険料相当額が最低保証されています。
積立利率に基づき積立金が増加します。積立利率は契約後10年ごとに更改されます。
死亡保険金額は、死亡日における積立金相当額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

■リスクについて

この保険にはお客さまにご注意いただきたいリスクがあります。

- ・ 外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります。
- ・ この保険の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料の払込時の円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 定期支払金は、毎年の定期支払日における所定の為替レートで円に換算します。したがって、定期支払金を円で受け取られる際は、受取額は為替相場の変動による影響を受けます。
- ・ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。
- ・ 解約時および減額時に、運用資産（債券など）の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。
- ・ 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には「解約控除」がかかります。
その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整および解約控除について詳しくはご契約のしおり・約款をご覧ください。

1. 契約日以降、積立利率は保険期間を通じて一定であり、運用通貨建で同額の定期支払金を受け取ることができる。
2. 契約日から15年経過時に減額をした場合、市場価格調整は行われない。
3. 運用通貨建の積立金の基本保険金額を上回っているときに解約した場合、解約返戻金が一時払保険料を下回ることではない。
4. 死亡保険金は、一時払保険料相当額が運用通貨建で最低保証されている。

問7

RW株式会社（以下「RW社」という）は神奈川県内で製造業を営む設立25年目の企業です。RW社の設立時より代表取締役社長である明石社長は、事業承継や役員の退職金と生命保険について見直しを検討しており、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[RW社の概要]

業種：製造業

設立：2000年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：40名

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
明石 陽一	本人	55歳	代表取締役社長
明石 良美	妻	53歳	専業主婦
明石 健一	長男	31歳	営業部長
明石 裕美	長女	28歳	他企業に勤務

<資料>

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2025年3月31日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	85,000	<流動負債>	180,000
現金・預金	13,000	短期借入金	60,000
売掛金	30,000	買掛金	30,000
受取手形	22,000	支払手形	90,000
棚卸資産	20,000	<固定負債>	110,000
<固定資産>	225,000	長期借入金	110,000
有形固定資産	150,000	純資産の部	
土地	60,000	<株主資本>	20,000
建物	45,000	資本金	5,000
設備・備品	45,000	資本剰余金	5,000
投資その他の資産	75,000	利益剰余金	10,000
保証金	15,000		
保険積立金	60,000		
合計	310,000	合計	310,000

・ 損益計算書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

(単位：千円)

科目	
売上高	640,000
売上原価	420,000
売上総利益	220,000
販売費・一般管理費	200,000
営業利益	20,000
営業外収益	1,000
営業外費用	6,000
経常利益	15,000
特別利益	0
特別損失	1,000
税引前当期利益	14,000
法人税等	4,200
当期純利益	9,800

<資料>

[役員退職慰労金規程]

第1条（総則）

当社の取締役または監査役（以下「役員」という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

第2条（目的）

この規程は、役員の退職または法人税基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与する目的とする。

第3条（適用の範囲）

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合。
2. 退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。
3. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
4. その他前各項に準ずる行為があり、取締役会で減額ないし不支給を適当と認めた場合。

第4条（算定基準）

1. 退職慰労金の算定は、退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じ、退任時役位別倍率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。
2. 役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

役位別倍率

代表取締役社長	3.0	専務取締役	2.5	常務取締役	2.0
取締役	1.0	監査役	1.0		

第5条（在任期間）

役員在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

第6条（功績加算）

在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第4条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、加算することができる。

第7条（弔慰金）

任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月

業務外の死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

第8条（支給時期）

退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後1ヵ月以内とする。

第9条（死亡役員に対する死亡退職金等）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、役員が指定した遺族に支給する。
2. 遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
2. 役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。
3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

第11条（使用人兼務役員の取扱い）

この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

第12条（規程の改正）

この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

第13条（その他）

本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

第14条（施行日）

この規程は、2020年4月1日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（問題23）

（設問A）明石社長は将来、長男の健一さんを代表取締役社長として選任し、自身は2035年3月31日に代表取締役社長を退任して退職金を受け取る予定である。その後5年間、非常勤取締役として勤務し、2040年3月31日に完全退職することを考えている。代表取締役社長退任時の退職慰労金および非常勤取締役退任時の退職慰労金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

- ・ 代表取締役社長退任時の報酬月額が100万円、非常勤取締役退任時の報酬月額は30万円とする。
- ・ 代表取締役社長退任時の退職慰労金に30%の功績加算があるものとする。
- ・ 代表取締役社長として35年、非常勤取締役として5年務めたものとする。

1. 10,650万円
2. 12,000万円
3. 13,800万円
4. 15,600万円

(問題 2 4)

(設問B) 明石社長は、設立当時のメンバーで取締役経理部長を務める村瀬さんが5年後に勇退する際、RW社が加入している下記＜資料＞の生命保険を名義変更して、役員退職慰労金の一部として現物支給し、不足分を現金で支給予定である。村瀬さんの役員退職慰労金の額が3,000万円である場合、RW社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は25年分を支払い済みで未経過分に相当する返還金はないものとし、源泉徴収については考慮しないものとする。

＜資料＞

保険種類：無配当終身保険（低解約返戻金型ではない）
契約日：2005年5月1日
保険契約者：RW社
被保険者：村瀬さん（契約年齢40歳）
保険金受取人：RW社
保険金額：3,000万円
保険期間：終身
保険料払込期間：65歳払込満了
年払い保険料：100万円
村瀬さん勇退時（65歳）の解約返戻金：2,300万円

1.	借方		貸方	
	退職金	30,000,000円	保険積立金	25,000,000円
			現金・預金	5,000,000円
2.	借方		貸方	
	退職金	30,000,000円	保険積立金	25,000,000円
			雑収入	5,000,000円
3.	借方		貸方	
	退職金	30,000,000円	保険積立金	25,000,000円
	雑損失	2,000,000円	現金・預金	7,000,000円
4.	借方		貸方	
	退職金	30,000,000円	保険積立金	23,000,000円
			現金・預金	7,000,000円

(問題 25)

(設問C) CFP®認定者は、明石社長に役員退職慰労金の準備と事業保障資金の必要額を補うために定期保険への加入を提案した。下記＜条件＞に基づき、RW社が定期保険に加入した場合、契約初回の保険料支払時のRW社の経理処理として、正しいものはどれか。

＜条件＞

[RW社が加入を検討している生命保険]

保険種類：定期保険（無配当）

契約日：2025年12月1日

保険契約者：RW社

被保険者：明石社長（契約年齢55歳）

死亡保険金受取人：RW社

死亡保険金額：1億円

保険期間：99歳満了

保険料払込期間：99歳（全期払い）

年払い保険料：347万円

[保険料累計額と解約返戻金の推移]

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額
1年	56歳	347万円	188万円
3年	58歳	1,041万円	788万円
5年	60歳	1,735万円	1,389万円
10年	65歳	3,470万円	2,882万円
15年	70歳	5,205万円	4,311万円
20年	75歳	6,940万円	5,534万円
25年	80歳	8,675万円	6,580万円

※解約返戻金額は、各経過年数の契約当日の前日時点の金額を記載している。

※解約返戻金額を保険料累計額で割った値（解約返戻率）は経過年数10年の時点で最も高くなるものとする。

1.	借方	貸方
	支払保険料 347,000円	現金・預金 3,470,000円
	前払保険料 3,123,000円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 1,388,000円	現金・預金 3,470,000円
	前払保険料 2,082,000円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 1,735,000円	現金・預金 3,470,000円
	前払保険料 1,735,000円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 2,082,000円	現金・預金 3,470,000円
	前払保険料 1,388,000円	

(問題 26)

(設問D) 明石社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。下記<前提条件>に基づき、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる金額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。

 - ① 流動負債は売掛金で相殺するものとし、この差額
 - ② 明石社長は長男の健一さんを後継者にしたいため、健一さんに連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については明石社長が連帯保証人になっているため、この額
 - ③ 明石社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額

(2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人税等の実効税率を35%とする。

(3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 40,000万円
- 2. 47,700万円
- 3. 52,400万円
- 4. 60,000万円

問 8

KE株式会社（以下「KE社」という）は、飲食店を多店舗展開する企業で、ここ数年は業績を順調に伸ばしています。KE社の代表取締役社長である佐野さん（以下「佐野社長」という）は、今後のさらなる事業の拡大に備えて優秀な人材を獲得するために人事制度、福利厚生制度の見直しを検討する必要があると考え、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：飲食業

設立：1993年10月1日

資本金：1,000万円

従業員数：正社員55名、パートタイマー・アルバイト520名

定年：60歳

福利厚生：退職金（一時金）制度、弔慰金・見舞金制度

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

<資料>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー・アルバイトなどの就業形態の従業員についてはこの限りではない。

第2条（退職金の支給要件）

1. 退職金は満3年以上勤務した従業員が以下の各号の一に該当する事由により退職した場合に支給する。
 - ① 定年
 - ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
 - ③ 業務上の事由による死亡・傷病
 - ④ 自己都合
 - ⑤ 業務外の事由による死亡・傷病

2. この規程において会社都合退職とは第1項第1号から第3号までをいう。

3. この規程において自己都合退職とは第1項第4号および第5号をいう。

第3条（基本退職金の計算）

1. 基本退職金は退職時点における本人の持ち点に1点当たりの単価を乗じて算出する。
2. 前項の1点当たりの単価は10,000円とする。ただし、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定する場合がある。

第4条（基本退職金の加減率）

基本退職金の退職事由別加減率は次のとおりとする。

1. 会社都合による退職の場合は基本退職金満額を支給する。
2. 自己都合による退職の場合は別表1に定める率を適用する。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払の時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその金額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
 - ① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該従業員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第10条（持ち点の付与）

1. 会社は毎年4月1日に直前の計算期間の勤続ポイントおよび職位ポイントを従業員に付与し、その時点の持ち点に加算する。退職時点における本人の持ち点とは、持ち点に、持ち点加算時点から退職時点までの勤続期間に応じた勤続ポイントおよび職位ポイントを付与したものとする。
2. 勤続ポイントは別表2に定める。
3. 職位ポイントは別表3に定める。

第11条（付与点の計算期間）

1. 付与点の計算期間は4月から翌年の3月までの期間とする。
2. 一計算期間の中で勤続1年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。計算期間中途における退職および職位変更のときも同様とする。
3. 前項の場合、1ヵ月に満たない期間は切り捨てる。
4. 正社員以外での勤続期間は含めない。
5. 休職期間については会社が特別に認めたとき以外は勤続期間としない。また、育児・介護休業期間も勤続期間としない。

6. 毎年の付与すべき点数に端数が出た場合は、勤続ポイントおよび職位ポイントそれぞれの小数点以下を切り上げ、合計する。

第12条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第3条および第4条に規定する算出方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第13条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

[別表1 基本退職金自己都合支給率表]

勤続年数	支給率
3年未満	0%
3年以上 5年未満	25%
5年以上 10年未満	50%
10年以上 20年未満	75%
20年以上	100%

[別表2 勤続ポイント表]

勤続年数	付与点	勤続年数	付与点
1	0	13	20
2	5	14	20
3	10	15	25
4	10	16	25
5	15	17	25
6	15	18	25
7	15	19	25
8	15	20	30
9	15	21	30
10	20	22	30
11	20	23	30
12	20	24	30

[別表3 職位ポイント表]

職位	付与点
エリア長	20
店長	15
副店長	8
職位なし	0

（問題 27）

（設問A）KE社の従業員である北村さんは、2025年10月1日に休暇中の交通事故によって死亡した。＜資料＞および下記＜条件＞に基づき計算した北村さんの遺族に支給される死亡退職金の額として、正しいものはどれか。

＜条件＞

勤続年数等：正社員として2010年4月1日に入社し、死亡時まで正社員として継続して勤務
職位：2018年4月から2022年3月まで副店長、2022年4月から2025年3月まで店長、2025年4月から死亡時までエリア長
その他：従業員退職金規程第9条に定める「不支給」、第11条に定める「休職期間」および「育児・介護休業期間」に該当する事由はないものとする。

1. 243万円
2. 244万円
3. 324万円
4. 325万円

（問題 28）

（設問B）佐野社長は、従業員の老後生活の安定を実現する施策として、従業員の退職金準備制度に関してCFP[®]認定者に相談した。退職金準備制度等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 中小企業退職金共済制度では、従業員の退職事由が懲戒解雇の場合、支払われる退職金の減額が可能であり、減額分は掛金を拠出した企業に返金される。
2. 法人契約の養老保険を活用した退職金準備では、被保険者となる従業員の健康状態の告知は不要であり、弔慰金や退職金の確実な資金準備ができる。
3. 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）では、従業員が掛金を拠出せず、中小事業主のみが拠出することも可能である。
4. 企業型確定拠出年金において、企業が規約で制限しない場合、70歳未満の厚生年金被保険者が加入対象となる。

(問題 29)

(設問C) K E 社は従業員退職金の財源準備方法として、下記＜資料＞の従業員全員加入の60歳満了養老保険（無配当）福利厚生プランに加入している。加入から10年後に従業員の室井さんが死亡により退職する場合、室井さんの死亡退職金支給に係るK E 社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は10年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

＜資料＞

保険種類：養老保険（無配当）

保険契約者・満期保険金受取人：K E 社

被保険者：従業員全員（普遍的加入）

死亡保険金受取人：被保険者の遺族

保険期間：各被保険者の60歳満期

保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了

室井さんに係る死亡保険金額：500万円

室井さんに係る年払い保険料：193,000円

※室井さんは35歳で加入したものとする。

※室井さんの死亡退職金予定額は800万円とし、そのうち70万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方	貸方
	退職金 8,000,000円	保険積立金 965,000円
		現金・預金 2,300,000円
		雑収入 4,735,000円
2.	借方	貸方
	退職金 8,000,000円	保険積立金 1,930,000円
		現金・預金 2,300,000円
		雑収入 3,770,000円
3.	借方	貸方
	雑損失 965,000円	保険積立金 965,000円
	退職金 2,300,000円	現金・預金 2,300,000円
4.	借方	貸方
	雑損失 1,930,000円	保険積立金 1,930,000円
	退職金 2,300,000円	現金・預金 2,300,000円

(問題30)

(設問D) 佐野社長は、KE社の福利厚生制度をより充実させるために、総合福祉団体定期保険・団体定期保険(Bグループ保険)の導入を検討しており、CFP®認定者に相談した。総合福祉団体定期保険・団体定期保険(Bグループ保険)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 総合福祉団体定期保険は、災害総合保障特約を付帯することで、業務上・業務外にかかわらず、役員・従業員のケガによる入院や身体障害状態に備えることができる。
2. 総合福祉団体定期保険で全役員・全従業員が被保険者となっている場合、役員分の保険料はその役員の給与所得として課税される。
3. 有配当型の団体定期保険では、当該団体の死亡率が低い年度は配当金(割戻金)として被保険者に還元される額が多くなるため、実質の保険料が低下する。
4. 団体定期保険の保険料は、被保険者の年齢を問わず同一の保険料である「平均保険料」と、一定の年齢ごとに保険料を設定する「年齢群団別保険料」などがある。

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人が契約する家計地震保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月経過してから発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は100%である。
2. 個人が契約する所得補償保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月経過してから発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は90%である。
3. 保護機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行う。
4. 外国損害保険会社が破綻した場合、日本国内で損害保険業を営んでいても、保護機構の補償の対象とならない。

(問題32)

(設問B) 保険法における消滅時効に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被保険者が告知義務違反をしたことによる保険会社の保険契約の解除権は、保険会社が解除の原因があることを知った時から1ヵ月間行使しない場合、または損害保険契約締結の時から5年を経過したときは消滅する。
2. 保険会社が保険契約者へ保険料を請求する権利は、行使することができる時から1年間行使しない場合、時効により消滅する。
3. 保険契約者が保険会社へ保険料の返還を請求する権利は、行使することができる時から1年間行使しない場合、時効により消滅する。
4. 保険金受取人が保険会社へ保険金を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しない場合、時効により消滅する。

(問題 33)

(設問C) 損害保険に関連した紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、顧客と損害保険会社との間の自動車損害賠償責任保険の保険金支払いなどに関する紛争解決について取り扱っている。
2. 一般社団法人保険オンブズマンでは、顧客と外資系損害保険会社や保険仲立人との間の紛争解決について取り扱っている。
3. 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自転車同士の事故や自らが契約する損害保険会社との間の人身傷害保険などの保険金の支払いに関する紛争解決について取り扱っていない。
4. 公益財団法人日弁連交通事故相談センターでは、専門の弁護士が自動車等による交通事故に関する相談や示談の斡旋を取り扱っている。

問 10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 34)

(設問A) 会社員の谷口さんは、2025年8月20日に横断歩道を横断中に信号無視で直進してきた自動車にひかれて病院へ搬送され、24日間入院したが、その後に死亡した。下記＜条件＞に基づき、＜資料＞の自動車損害賠償責任保険支払基準を用いて算出した谷口さんの傷害および死亡による損害の合計額として、正しいものはどれか。ただし、生涯を通じて【別表Ⅲ】の全年齢平均給与額（平均月額）の年相当額を得られる蓋然性が認められるものとする。なお、解答に当たっては、万円未満を切り上げ、万円単位とすること。

＜条件＞

[谷口さんについて]

性別・年齢：男性・43歳（死亡時）

年収（事故前1年間）：710万円（立証済み）

本人の生活費：立証困難

葬儀費用：実費125万円

谷口さんの過失：なし

遺族：妻と子2人の計3人（いずれも谷口さんの被扶養者）

[治療状況および費用の内容]

入院日数：24日間

治療関係費：応急手当費・診察料・入院料・投薬料・手術料・処置料等 実費46万円

付添看護 入院直後7日間は谷口さんの妻が病院で付き添った。

入院中の諸雑費 24日分

休業損害：実休業日数 24日間（有給休暇を使用）

慰謝料：実治療日数 24日間

※入院日数・実休業日数・実治療日数・金額については確定したものである。

※規定金額を超える場合の立証資料等はない。

＜資料＞

[自動車損害賠償責任保険支払基準（抜粋）]

第1 総則－省略－

第2 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。

1 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

② 診察料

初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費

通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

⑥ 看護料

ア 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とする。

イ 自宅看護料又は通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者

立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

(イ) 近親者等

1日につき2,100円とする。

ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、ア又はイ(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。

ア 入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

イ 通院又は自宅療養中の諸雑費

必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

ア 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。

イ アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。

ウ ア及びイの場合の眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用については、50,000円を限度とする。

⑩ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要なかつ妥当な実費とする。

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要なかつ妥当な実費とする。

(3) その他の費用

(1) 治療関係費及び(2) 文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2 休業損害

(1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として6,100円とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があったものとみなす。

(2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。

(3) 立証資料等により1日につき6,100円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度として、その実額とする。

3 慰謝料

(1) 慰謝料は、1日につき4,300円とする。

(2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。

(3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

第3 後遺障害による損害—省略—

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費

葬儀費は、100万円とする。

2 逸失利益

(1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数【別表Ⅱ－1】を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額【別表Ⅲ】の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

① 有職者

事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額【別表Ⅳ】の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

(ア) 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(イ) 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

ウ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）—省略—

②～③ —省略—

(2) —省略—

(3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

3 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、400万円とする。

4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡に至るまでの傷害による損害は、積極損害〔治療関係費（死体検案書料及び死亡後の処置料等の実費を含む。）、文書料その他の費用〕、休業損害及び慰謝料とし、「第2 傷害による損害」の基準を準用する。ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場合は、積極損害のみとする。

以下－省略－

【別表Ⅱ－1】就労可能年数とライプニッツ係数表

（1）18歳未満の者に適用する表－省略－

（2）18歳以上の者に適用する表（抜粋）

年齢（歳）	就労可能年数（年）	係数
39	28	18.764
40	27	18.327
41	26	17.877
42	25	17.413
43	24	16.936
44	23	16.444
45	22	15.937

【別表Ⅲ】全年齢平均給与額（平均月額）

男	409,100円	女	298,400円
---	----------	---	----------

【別表Ⅳ】年齢別平均給与額（平均月額）（抜粋）

年齢（歳）	男（円）	女（円）
39	426,200	312,600
40	433,500	315,100
41	440,900	317,700
42	448,300	320,200
43	454,100	321,500
44	460,000	322,700
45	465,900	324,000

1. 7,523万円

2. 7,536万円

3. 9,140万円

4. 9,340万円

(問題 35)

(設問B) 会社員の千田さんは、自身が所有・使用している木造2階建ての住宅建物を保険の対象として住宅向け火災保険を契約している。豪雨による洪水で床上浸水となり、建物や家財に損害を受けた場合、住宅向け火災保険から千田さんに支払われる損害保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料1＞＜資料2＞を参照し、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料1＞

[千田さんが契約している住宅向け火災保険の内容]

保険の対象：建物（延床面積：125m²）

建物評価額（再調達価額）：1,800万円

建物保険金額：1,800万円（免責金額：5万円）

[千田さんの水災事故による損害額]

損害額：① 建物修理費用：680万円（損壊した床面積：75m²）

② 家財修理費用：110万円

※損害額はいずれも確定した金額である。

※水災事故に関連した他の支出はない。

※修理に伴う残存物の回収金はない。

＜資料2＞

[住宅向け火災保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 建物条項

第1条（この条項の適用条件）

この条項は、この保険契約において居住の用に供する建物を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条－省略－

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険期間中に発生した次表の「事故の種類」に該当する事故のうち、保険の対象に発生した損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

	事故の種類	説明
①	火災	－
	落雷	－
	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
②	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	雹（ひょう）災	－
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

③	水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます。ただし、本条（１）②の事故もしくは台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故、または給排水設備自体に発生した損害を除きます。
④	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。
⑤	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象に損害が発生し、発生した損害の状況が次のア. またはイ. に該当する場合をいいます。 ア. 保険の対象である建物に建物評価額の３０％以上の損害が発生した場合 イ. 保険の対象である建物が床上浸水または地盤面より４５ｃｍを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合
⑥	破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、本条（１）①から④までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故を除きます。

（２）－省略－

第４条－省略－

第５条（支払保険金の計算）

（１）当社が第３条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払う額は、次表によります。

	事故の種類	支払保険金の額
①	火災、落雷、破裂・爆発	【全焼・全壊の場合】 $\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{建物保険金額}}$ 【全焼・全壊以外の場合】 $\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$ ただし、損害保険金として支払う額は、１回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は１回の事故ごとに適用します。
②	風災、雹（ひょう）災、雪災	
③	水ぬれ	
④	盗難	
⑤	水災	
⑥	破損、汚損等	

以下－省略－

- １． ６ ７ ５ 万円
- ２． ６ ８ ０ 万円
- ３． ７ ８ ５ 万円
- ４． ７ ９ ０ 万円

（問題 36）

（設問 C）会社員の宇野さんが飼っている猫が足を骨折し、近くの動物病院に 14 日間入院し治療を受けた。下記＜条件＞に基づき、宇野さんが契約しているペット医療費用保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞を参照すること。

＜条件＞

〔宇野さんが契約しているペット医療費用保険の内容〕

保険契約者＝被保険者：宇野さん

対象ペット：宇野さんが飼っている猫 1 匹

保険期間：1 年間

補償対象：治療費用（通院なし型）

保険金支払割合：70%

年間支払限度額：100 万円

〔治療等に要した金額〕

診断費：X線検査費用 19,800 円

診察費：初診料 13,200 円

手術費：手術費用 209,000 円

入院費：14 日間 99,500 円

薬剤費：獣医師の処方による薬剤費用 38,500 円

文書料：各種証明書類の作成費用 8,800 円

その他：ペットの移送費用 17,600 円

※治療等に要した金額は確定済みで、治療に関連するその他の費用は発生していない。

※契約時から本件事故までの間に保険金の支払いは一切ないものとする。

＜資料＞

〔ペット医療費用保険普通保険約款（抜粋）〕

第 1 条〔保険金をお支払いする場合〕

（1）当会社は、対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において治療を受けた場合は、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この約款に従い治療費用保険金（注）をお支払いします。

（注）以下「保険金」といいます。

（2）本条（1）の損害には、手術を伴わない通院による治療を受けたことによって被った損害は含みません。

第 2 条〔対象ペットー補償の対象となる動物〕

この約款における対象ペットは、保険証券に記載された犬または猫をいいます。

第 3 条～第 5 条ー省略ー

第 6 条〔費用の範囲〕

（1）第 1 条〔保険金をお支払いする場合〕（1）の費用とは、次の①から④に掲げるものをいいます。

① 獣医師の行う診断（注 1）に要する費用

② 獣医師による診察費（注 2）、処置費および手術費

③ 動物病院の入院費

④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

(注1) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。

(注2) 初診費および再診費をいいます。

(2) 本条(1)の費用には、次の①から⑲に掲げるものは含まれません。

① ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用

② 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用

③ 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用

④ 乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りの処置費用

⑤ 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、疾病治療ではない手術に要する費用

⑥ 歯科治療費用および歯石除去費用

⑦ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの

⑧ シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー

⑨ ノミおよびマダニの除去費用

⑩ 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用

⑪ 往診費用、対診費用および夜間休日診療費用

⑫ ペットの移送費

⑬ マイクロチップの挿入費用

⑭ 安楽死のための費用

⑮ 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用

⑯ 各種証明書類の作成費用および郵送費

⑰ 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用

⑱ 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用

⑲ 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用

第7条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当会社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害を被った場合には、次の算式によって算出した額を治療費用保険金として、その損害を被った被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて、保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{治療費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額 (注1)}} \times \boxed{\text{保険金支払割合 (注2)}}$$

(注1) 被保険者が負担した費用の額をいいます。

(注2) 保険金支払割合として保険証券に記載された割合をいいます。

以下一省略ー

1. 256,760円

2. 266,000円

3. 272,160円

4. 278,320円

問 1 1

2015年12月に戸建て住宅（自宅）を取得した香川さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

香川さん (56歳) : 個人事業主
妻 (57歳) : パートタイマー (香川さんと同居・同一生計)
長男 (25歳) : 会社員 (両親と別居・別生計、未婚)
長女 (20歳) : 大学生 (両親と同居・同一生計、未婚)
香川さんの父 (77歳) : 無職 (香川さんと同居・同一生計)

[香川さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類 : 自動車保険
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者 : 香川さん
保険期間 : 2025年3月2日から1年間
被保険自動車 : 自家用普通乗用車
保険金額 : 対人賠償責任保険金額 無制限 (1名につき)
対物賠償責任保険金額 無制限 (1事故につき)
人身傷害保険金額 無制限 (1名につき)
一般車両保険金額 200万円
ノンフリート等級 : 14等級
特約 : 運転者年齢条件特約 (21歳以上補償)
他車運転危険担保特約 (自動付帯)
ファミリーバイク特約 (香川さん所有の原動機付自転車1台あり)
※自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

<契約②>

保険種類 : 住宅向け火災保険
保険契約者＝被保険者 : 香川さん
保険期間 : 2015年12月1日から10年間
保険の対象 : 木造2階建て専用住宅1棟
保険価額 : 2,400万円
保険金額 : 2,400万円
※住宅向け火災保険は2022年および2024年10月にそれぞれ参考純率の改定に準じた商品改定をしている。

<契約③>

保険種類：介護費用保険

保険契約者：香川さん

被保険者：香川さんの父

保険期間：2000年5月1日から終身

保険金額：医療費用・介護施設費用保険金額（月額） 15万円

介護諸費用保険金額（月額） 10万円

臨時費用保険金額 100万円

<契約④>

保険種類：所得補償保険

保険契約者＝被保険者：香川さん

保険期間：2025年1月1日から1年間

保険金額：月額30万円（就業不能期間1ヵ月についての金額）

てん補期間：1年間

免責期間：7日間

（問題37）

（設問A）自動車保険<契約①>のノンフリート等級別料率制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 香川さんが被保険自動車を運転中に急ブレーキをかけたため、助手席に乗っていた妻が頭部に大ケガをし、人身傷害保険金が支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」に該当し、更新後の等級は13等級となる。
2. 香川さんの長男が被保険自動車を運転中に、誤って他人の住宅に衝突し、対物賠償保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」に該当し、更新後の等級は11等級となる。
3. 香川さんの長女が原動機付自転車を運転中に、誤って他人の自動車に衝突し、ファミリーバイク特約により対物賠償保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」に該当し、更新後の等級は15等級となる。
4. 被保険自動車が盗難に遭い車両保険金が支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」に該当し、更新後の等級は13等級となる。

(問題 38)

(設問B) 2025年12月1日に満期を迎える住宅向け火災保険<契約②>の満期更改契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 住宅向け火災保険を更改契約する場合、保険期間は最長で5年である。
2. 住宅向け火災保険の更改契約に水災補償を付帯する場合、建物所在地の水災リスクに応じて1等地から5等地まで5区分の水災料率が適用される。
3. 満期更改時に住宅向け火災保険に地震保険を付帯しない場合、火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯することができる。
4. 満期更改時に長期契約の住宅向け火災保険に地震保険を付帯して契約する場合、地震保険の保険期間は火災保険と同一でなければならない。

(問題 39)

(設問C) 介護費用保険<契約③>に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、介護費用保険の保険金支払いの要件を満たしているものとする。

1. 支払対象期間の開始日は、要介護状態であると医師が診断し、その要介護状態が所定の期間を超えて継続した日とされるため、所定の期間については支払対象期間に含まれない。
2. 療養に関する費用として病院に支払った入院時食事療養費は、介護諸費用保険金の支払い対象となる。
3. 介護諸費用保険金は、被保険者が実際に負担した費用について、保険金額を限度に支払われる。
4. 被保険者が負担した必要かつ有益な介護機器の購入費用は、臨時費用保険金の支払い対象となる。

(問題 40)

(設問D) 香川さんが、屋根の雪下ろし中に転落事故で負傷したため2025年1月23日から1ヵ月間入院し、退院後も医師の治療を続けながら23日間自宅療養をし、その間まったく働くことができなかった。所得補償保険<契約④>から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、香川さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は48万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就業不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定するものとする。

1. 460,000円
2. 530,000円
3. 736,000円
4. 848,000円

問 1 2

食品製造業者である株式会社QW（以下「QW社」という。役員3名、従業員8名であり、同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、QW社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[QW社が契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：長期火災保険

保険契約者：QW社

保険の対象：QW社所有の社屋工場建物（帳簿価額3,000万円）

保険金額：4,000万円

一時払い保険料：60万円

保険期間：2025年7月1日から5年間

<契約②>

保険種類：介護費用保険

保険契約者：QW社

被保険者：QW社の役員（3名）

保険金受取人：被保険者

年払い保険料：被保険者1名当たり12万円

保険始期：2012年4月1日

※現在、被保険者は全員60歳未満である。

(問題 4 1)

(設問A) QW社が支払った長期火災保険<契約①>の保険料のうち、2025年度末において損金に算入できる額として、最も適切なものはどれか。

1. 60,000円
2. 90,000円
3. 120,000円
4. 600,000円

(問題 4 2)

(設問B) QW社の社屋工場建物が2025年11月に火災により全焼し、QW社が長期火災保険＜契約①＞から火災保険金として4,000万円を受け取り、この保険金を使って4ヵ月後に社屋工場建物（代替資産）を3,800万円で取得した場合、これら一連の経理処理として、最も不適切なものはどれか。なお、滅失によって支出した経費は400万円とする。

1. 損害発生時

借方		貸方	
未決算勘定	34,000,000円	固定資産(建物)	30,000,000円
		現金・預金	4,000,000円

2. 保険金受取時

借方		貸方	
現金・預金	40,000,000円	未決算勘定	34,000,000円
		保険差益	6,000,000円

3. 代替資産取得時

借方		貸方	
固定資産(建物)	38,000,000円	現金・預金	38,000,000円

4. 圧縮記帳（直接減額方式）

借方		貸方	
固定資産圧縮損	8,000,000円	固定資産(建物)	8,000,000円

(問題 4 3)

(設問C) 介護費用保険＜契約②＞の保険料支払いに係る2025年度末における経理処理（税務処理）として、最も適切なものはどれか。

借方		貸方	
福利厚生費	360,000円	現金・預金	360,000円

借方		貸方	
役員報酬	360,000円	現金・預金	360,000円

借方		貸方	
福利厚生費	180,000円	現金・預金	360,000円
前払保険料	180,000円		

借方		貸方	
福利厚生費	180,000円	現金・預金	360,000円
役員報酬	180,000円		

問 1 3

C F P[®]認定者は、水産加工品製造業を営むMW株式会社（以下「MW社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[MW社の概要]

事業内容：水産加工品製造業

※同一敷地内に店舗も併設し、ちくわ・かまぼこ等の加工食品を販売している。

資本金：1億円

従業員：120名（うち、パート・アルバイト80名）

所有建物：製造工場（鉄骨サイディング造2階建て 5,000m²）

本社ビル（鉄筋コンクリート造3階建て 600m²）

店舗（鉄骨造平屋建て 200m²）

所有車両：9台（自家用普通乗用車1台、自家用小型貨物車8台）

（問題 4 4）

（設問A）企業活動のリスクと対応する損害保険について、C F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. 「従業員の操作ミスが原因で、工場の機械が突発的に故障した場合の損害の備えとして、機械保険を検討した方がよいでしょう。」
2. 「本社のサーバーが不正アクセスを受け、取引先の機密情報が漏えいした場合に、会社が法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の備えとして、サイバー保険を検討した方がよいでしょう。」
3. 「従業員へのハラスメント行為に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の備えとして、雇用慣行賠償責任保険を検討した方がよいでしょう。」
4. 「本社ビルの応接室に置いている高価な骨とう品が、地震により落下して損傷した場合の損害の備えとして、動産総合保険を検討した方がよいでしょう。」

（問題 4 5）

（設問B）労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

1. 使用者賠償責任条項では、賠償保険金のほか、賠償責任の解決のために保険会社の同意を得て支出した和解費用も支払われる。
2. 法定外補償条項では、同一事故において他の傷害保険等から保険金が支払われる場合であっても、政府労災保険の認定を基に保険金が支払われる。
3. 政府労災保険に特別加入していないMW社の代表取締役が、頻繁に工場に出入りし作業等を行う場合、労働災害総合保険の補償の対象に含めることができる。
4. 法定外補償条項の保険金受取人はMW社であり、MW社は受け取った保険金の全額を被災した被用者またはその遺族に支払わなければならない。

(問題 4 6)

(設問C) MW社は、新たに自家用小型貨物車を1台購入する予定である。自動車保険のフリート契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、MW社が所有する車両はすべて損害保険会社が扱う自動車保険に加入するものとする。

1. 所有・使用する契約車両が10台目に到達した日から、フリート契約の保険料が適用される。
2. 所有・使用する車両10台を1つの自動車保険証券で契約した場合、フリート多数割引が適用される。
3. フリート契約者単位で自動車保険契約の保険成績(損害率)により、優良割引率や第一種デメリット料率(割増)が適用される。
4. 自動車保険に全車両一括付保特約を付帯した場合、増車、廃車による追加・返還保険料は、短期率により計算される。

(問題 4 7)

(設問D) MW社が契約を検討している賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問のそれぞれの賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款と特別約款で構成されているものとし、その他の特約は付帯していないものとする。

1. 生産物賠償責任保険では、店舗において業務に従事中の従業員が試食して食中毒が発生した場合、当該従業員に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は、補償の対象となる。
2. 施設所有(管理)者賠償責任保険では、本社ビルの階段の水濡れを放置していたため来訪者が転倒してケガをした場合、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は、補償の対象となる。
3. 昇降機賠償責任保険では、本社ビルのエレベーターの誤作動により、来訪者が扉に挟まれてケガをした場合、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は、補償の対象となる。
4. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)では、会社の取締役が業務遂行を怠ったため株主から損害賠償を請求された場合、法律上の損害賠償責任を負うことによる損害は、補償の対象となる。

問 1 4

個人および個人事業主に係る損害保険等の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 個人が受け取る傷害保険の保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人である保険契約者（＝保険料負担者）と異なる被保険者が事故により死亡し、被保険者の法定相続人（＝保険契約者ではない者）が死亡保険金を受け取った場合、贈与税の課税対象となる。
2. 保険契約者（＝被保険者・保険料負担者）が事故により死亡し、法定相続人でない者が死亡保険金を受け取った場合、相続税の課税対象となる。
3. ケガによる入院により被保険者が受け取った入院保険金は、保険料負担者が被保険者の場合に限り、非課税となる。
4. 個人事業主が保険契約者（＝保険料負担者）で従業員を被保険者とする契約において、事故により被保険者が死亡し、その法定相続人が保険会社から直接受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

(問題 4 9)

(設問B) 個人事業主が保険契約者となる損害保険契約について、個人事業主が支払う保険料における必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、従業員の中に個人事業主の親族はいないものとする。

1. 仕入れた商品を運送する際に商品の損害を補償するための運送保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。
2. 店舗併用住宅建物を保険の対象とした保険期間1年の火災保険を契約した場合は、総床面積に占める店舗部分床面積相当の保険料を必要経費とすることができる。
3. 個人事業主本人を被保険者とする保険期間1年の傷害保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。
4. 個人事業主が所有する自動車（もっぱら事業に使用する）を保険の対象とした保険期間1年の自動車保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。

(問題50)

(設問C) 個人事業主が受け取った損害賠償金等に係る所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 対人賠償事故により個人事業主本人が就業中にケガをして受け取った損害賠償金は、非課税である。
2. 対物賠償事故により店舗に損害を受け、本来の店舗で営業再開できるまでの仮店舗の賃借料の補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。
3. 対物賠償事故により倉庫と倉庫内に保管していた商品に損害を受け、その商品の損害に対して受け取った損害賠償金は、非課税である。
4. 対物賠償事故により事業用資産に損害を受け、業務が一時休止となり、収益補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。